

報 告 第 28 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年12月5日提出

新居浜市長 石川 勝 行

平成29年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）

写

専決第13号

処 分 書

平成29年度 新居浜市一般会計補正予算(第3号)について

平成29年度新居浜市一般会計補正予算(第3号)を次のとおり定める。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年10月2日

新居浜市長 石川 勝 行

平成29年度 新居浜市一般会計補正予算(第3号)

平成29年度新居浜市一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,064,467千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 県支出金		3,260,111	36,000	3,296,111
	3. 委託金	323,517	36,000	359,517
歳入合計		50,028,467	36,000	50,064,467

歳入歳出予算補正

(歳入)

千円

歳 出		千 円		
款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		5,034,189	36,000	5,070,189
	4. 選挙費	67,116	36,000	103,116
歳出合計		50,028,467	36,000	50,064,467

歳入歳出予算補正 (歳出) 千円